当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額	履行保証金等合計額
当該種別の資金移動業に係る法第四十三条第二項を控除した	法第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第二項の総額（法第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第一項ただし書の規定により政令で定める額以上の額に相当する額の履行保証金を供託している資金移動業者にあっては、当該政令で定める額）を控除した
当該種別の資金移動業に係る履行保証金信託契約	履行保証金信託契約
第三十三条第一項第八号	特例対象資金移動業に係る履行保証金
第三十三条第一項第九号	特例対象資金移動業に係る信託財産の額
資金移動業の種別ごとの履行保証金	資金移動業の種別ごとの信託財産の額

（廃止の届出等）

第三十八条　法第六十一条第一項の規定による届出をしようとする者は、別紙様式第二十四号により作成した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

2　前項の届出書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

［一～五　略］

六　一の種別の資金移動業の全部を廃止したときは、当該資金移動業の種別

七　［略］

［３・４　略］

5　資金移動業者は、法第六十一条第三項の規定による公告をしたときは、直ちに、別紙様式第二十五号により作成した届出書に、当該公告の写しを添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

6　［略］

（法令違反行為等の届出）

第三十九条　資金移動業者は、取締役等又は従業者に資金移動業に関し法令に違反する行為又は資金移動業の適正かつ確実な遂行に支障を来す行為があったことを知った場合には、当該事実を知った日から二週間以内に、次に掲げる事項を記載した別紙様式第二十六号による届出書を財務局長等に提出するものとする。

［一～三　略］

（経由官庁）

第四十条　資金移動業者は、第四条に規定する登録申請書その他法及びこの府令に規定する書類（次項及び次条において「申請書等」という。）を金融庁長官に提出しようとするときは、当該資金移動業者の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域（財

（廃止の届出等）

第三十八条　法第六十一条第一項の規定による届出をしようとする者は、別紙様式第二十二号により作成した届出書に、当該届出書の写し二通を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

2　［同上］

［一～五　同上］

六　［号を加える。］

［３・４　同上］

5　資金移動業者は、法第六十一条第三項の規定による公告をしたときは、直ちに、別紙様式第二十三号により作成した届出書に、当該公告の写しを添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

6　［同上］

（法令違反行為等の届出）

第三十九条　資金移動業者は、取締役等又は従業者に資金移動業に関し法令に違反する行為又は資金移動業の適正かつ確実な遂行に支障を来す行為があったことを知った場合には、当該事実を知った日から二週間以内に、別紙様式第二十四号に従い、次に掲げる事項を記載した届出書を財務局長等に提出しなければならない。

［一～三　同上］

（経由官庁）

第四十条　資金移動業者は、第四条に規定する登録申請書その他法及びこの府令に規定する書類（以下この条及び次条において「申請書等」という。）を財務局長等に提出しようとする場合において、当該資金移動業者の本店の所在地を管轄する財務事務所又は小樽出張所若しくは北見